

清浦内閣批判と「宮中」問題に関する試論

国分, 航士
九州大学大学院人文科学研究院歴史学部門 : 講師

<https://doi.org/10.15017/4772802>

出版情報 : 史淵. 159, pp.1-30, 2022-03-14. Graduate School of Humanities, Faculty of Humanities, Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

清浦内閣批判と「宮中」問題に関する試論

国 分 航 士

はじめに

大正一三（一九二四）年一月七日、清浦奎吾内閣が成立した。^①これに対して立憲政友会、憲政会、革新俱樂部は、護憲三派を結成し、第二次護憲運動を行った。^②同年一月三十一日、衆議院が解散され、五月の第一五回衆議院議員総選挙では護憲三派が多数を獲得した。その後、清浦内閣は退き、六月には憲政会の加藤高明を中心とする連立内閣が組織された。

護憲三派と清浦内閣の政策志向に着目した松本洋幸によれば、第二次護憲運動における清浦内閣を「貴族院内閣」だとする批判は、加藤友三郎内閣や第二次山本権兵衛内閣といった清浦内閣以前の非政党内閣と清浦内閣との差異を強調する役割も有していた。^③護憲三派の政党勢力は、加藤友三郎内閣や第二次山本内閣の（準）与党的存在でもあった関係上、単純に「非政党内閣」であることを口実にして清浦内閣を攻撃することはできなかつた。

そこで、清浦内閣が組閣時に政党と相談せず、閣僚選考を貴族院の研究会に一任したことを理由として、同内閣が政党と没交渉の内閣だとして護憲運動を展開したという。結果として非政党内閣となったことが問題ではなく、組閣の過程が争点であった。

無論ながら、奈良岡聰智が指摘するように、加藤高明ら政党勢力が唱え、その後の護憲三派内閣が展開した政策には「政党内閣の主張」が背景に存在している点は無視できない。⁽⁴⁾ 第二次護憲運動について村井良太は、「憲法政治の新たなあり方を求める政治改革運動」であり、「複合的な改革圧力に対し、さまざまな思惑のなかで政党内閣制という一つの政治改革像を提起」したと評している。⁽⁵⁾ 第二次護憲運動では、「政党内閣制」などの「新しい憲法的価値の創造」が主張されたのである。

さらに、季武嘉也によれば、第二次護憲運動の目的と意図には、複合的な側面が存在した。⁽⁶⁾ たとえば、清浦内閣の成立をめぐる生じた「宮中府中混同」批判である。「宮中府中混同」肅正運動を起こし、牧野伸顕ら宮中の側近たちを攻撃した西原亀三らは、田中義一内閣の樹立を企図していたものの、清浦内閣を打倒したに留まった。他方、「政党内閣樹立」を企図する者たちは、「宮中府中混同」肅正運動を利用することで、自分たちの目標を達成することができたのだという。

こうした先学の議論を踏まえた上で、本稿では、特に松本と季武の指摘に示唆を受け、護憲三派をはじめとする同時代の清浦内閣への批判について、「宮中」問題をめぐる論点にあらためて注目し、整理を試みたい。具体的には、次のような論点が該当する。なお、本稿においては、政党や政党関係者の主張を中心に取り上げ、対象とする時期は、清浦への大命降下から衆議院が解散されるまでに留める。⁽⁷⁾

第一に、「宮中府中混同」や「宮中府中の別」に関する言説である。これについては、前述の通り、清浦の組閣

をめぐる平田東助内大臣や牧野伸顯宮内大臣の行動が非難されていた。こうした平田や牧野といった側近たちへの非難は、元老制度への批判（元老廢止論）にも展開し得るものであった。

第二に、摂政の「優誼」利用に関するものである。⁸これは、平田と牧野の組閣過程への関与という論点とも関連する。平田と牧野は、一度は人命の拝辞に傾いた清浦を説得し、再び組閣に向かわせた。その際、摂政宮（皇太子）から清浦に「優誼」があり、拝辞を考えていた清浦は、翻意するに至った。さらに、清浦は自身の行動を摂政の言葉の存在で正当化しようとしたのだった。

第三に、大権の「委譲」論である。清浦内閣の組閣人事は、貴族院の研究会が主導する形となったため、研究会に組閣に関する「権限」を「委譲」したものとされた。この論点は、「貴族院内閣」という批判とも重なる。

第四に、皇太子の結婚の礼との関わりである。清浦内閣は「御婚儀と選挙の公平」を組閣の目的としていた。清浦にとって、関東大震災と虎ノ門事件を経た状況下、「御婚儀」すなわち皇太子の結婚の礼を滞りなく実施することが課題となっていたのである。この論点については、「摂政宮の御成婚を祝福するという理由で、政党は大衆運動を抑えたばかりでなく、院内闘争をも回避した」との評価もなされている。¹⁰

これらの論点の存在は、これまでの研究でも説明されてきたものである。ただし、政党内閣制の樹立や貴族院改革、あるいは普通選挙制の導入といった主張に比べて、批判の意匠としての側面が強いためか、それ自体に注目するということは少なかつたように思われる。この時期、元老や内大臣、宮内大臣などの側近たちの間には後継首班候補の選定をめぐる「御下問範囲拡張問題」¹¹が浮上しており、元老の「再生産」や内大臣制度の改変が検討されていた。そうした中、「宮中府中混同」や「宮中府中の別」に関する議論は、尾崎行雄の展開した主張に見られるように、元老や側近への批判に発展し得るものであった。その後、加藤高明内閣から犬養毅内閣にかけて、

二大政党による慣習的な政権の交代が、昭和天皇という明確な意思を有する君主と元老・西園寺公望、そして牧野伸顕ら側近たちの下で行われていたことを踏まえれば、その直前の時期に清浦内閣への批判の中で、内閣の成立をめぐる「君主」の「言葉」、元老や側近たちの行動、あるいは皇室の行事などが如何に論じられていたのかは、あらためて確認しておいてもよいだろう。¹³

一 大命降下

大正一三年一月一日、平田東助内大臣が摂政宮に元老の奉答の内容を伝えた。¹⁴ その奉答を受け、清浦奎吾に大命が降下した。¹⁵ しかし、一月三日、清浦が大命の拝辞を決意したため、平田内大臣や牧野伸顕宮相が説得するとともに、摂政宮によって慰撫が行われた。翻意した清浦に対して、貴族院の研究会が組閣人事を援助し、一月七日、清浦内閣が成立した。

こうした動きの中で、平田内大臣と牧野宮相の二人が「御慶事と選挙を済ますれば宜いではないか」と説得し、清浦に翻意を促したことが、「宮中府中の別を紊すと強く批判」された。¹⁶ 特に、牧野宮相に関しては、様々な憶測が生じた。たとえば、山本権兵衛首相が辞表を提出した後、平田と牧野と清浦の三人が後継首班について相談し、一月一日の大命降下以前に牧野が上原勇作に清浦の奏薦を打ち明けたため、上原が清浦に接触して陸相候補を話し合ったというものである。¹⁷ 吉野作造は、「東京、興津間の往復が殿下の命に出づるや否は頗る疑わしい」として、「後に御下問を蒙るべき事柄をば先に廻って纏めようとしたのは、越権の沙汰」だと指摘している。¹⁸ 三浦梧楼は「薩派の跳梁」によって清浦が後継候補に奏薦されたとして、「牧野が近時非常に跋扈して宮中府中を紊り居ることが

あるではないか¹⁹と述べていた。清浦内閣の成立後には、虎ノ門事件の責任も取らないまま、さらに「宮中府中を混同」して「誤解を起こさしむるが如き行動」をした牧野が宮相として皇太子の「御成婚」を担当するのは、都合だという声もあつたようである²⁰。

内大臣秘書官長だった入江貫一の回想²¹では、平田は清浦に「諄々として此際勇猛心を発起して国家の為め御奉行すべき旨」を説き、さらに撰政宮から「優渥なる御言葉」があり、清浦は「尚ほ微力を尽して事に当るべき旨を言上」した。清浦は「一度優誼を拝して立ち直つてからは、死んでも土俵を降りられない立場」となった。こうした清浦の動きについて、憲政会の加藤高明でさえ「カン／＼になつて『怪しからぬは平田だ。嫌と云ふ清浦を無理に引張り出さぬでもよいではないか』と「わざ／＼人を以て平田伯を面詰脅迫さへも試みた」という。憲政会の「某幹部」は、清浦が「大命を拝辞したにも拘らず優誼が降下したから之を拝受」したのは、「撰政宮殿下に政治上の責任を負はせ奉る事になる不都合な所為」であり、「我々は国民と共に飽く迄之を糾弾せねばらぬと憤激した」ようである²²。また、一月四日に開かれた憲政会の幹部会での意見と党内の意向としては、「全然特権階級を代表する貴族院」、特に研究会を中心に組閣するのは「明らかに憲政の本義に悖るもの」、また、元老が「超然内閣の出現を余儀なくするに至つた理由は近く御慶事が挙行せらるるのが其の一であるとのこと」だが、「是れ明かに宮中府中を混同するの甚だしきもの」というものであつた²³。

清浦の発言としては、「私から時局頗る困難な時であるから果して思召に添ひ奉る事が出来るか否か憂慮に堪へない故拝辞を致し度い旨奉答」したと報じられていた²⁴。清浦内閣の内相を務めた水野鍊太郎²⁵によれば、清浦自身は、撰政宮に拝謁した際には大命を拝辞したのではなく、「単に組閣に関し幾多の困難あることを言上したるに過ぎず」と水野に説明したようである。内大臣の平田²⁶は、「清浦と云ふ人は実に困つた粗漏の人だ」と述べている。

平田の弁では、摂政宮より「奮発してやれとの御言葉」があった後に、清浦が「新聞屋を呼び寄せ」て「難有御誼を賜はりたり杯申せしは以ての外」のことで、「決して優誼を賜はりたる次第にあらず、優誼とせば、内大臣之に与り元老へ御下問ある筈なり、之は頗る困つた行違」だという。

清浦に大命が降下したことを受け、立憲政友会の横田千之助は、「仮令改革派が如何なる行動に出づるとも、予は憲政擁護運動をなす故、君止むること勿れ」と松本剛吉に発言した。⁽²⁷⁾ 新聞報道によれば、政友会内の「硬論」は、「国民代表の府たる衆議院に全然基礎を置かざる内閣の出現は憲政を無視するもの」だとする。さらに、組閣の準備も意向もない清浦に対して、大命拝辞を決意後も「組閣の優誼を奏請するが如き無理」を行うのは「累を皇室に及ぼす惧れ」があるだけでなく、平田と牧野の行動は「宮中府中の別をみだるの甚だしきもの」だとし、「憲政擁護論を唱へるものさへ生じ幹部の一部もこれに共鳴してかなりの意気込み」だという。これに対して、「軟論」は、「従来中間内閣を認めて来た政友会」が「今更憲政擁護を唱へても国民が共鳴」しないとした。平田と牧野が「宮中府中の別をみだることは責めなければならぬ」が、清浦が「御沙汰」を賜り、組閣に着手したのは臣子の分としてやむを得ないとして、「是々非々主義」を執るべきだと考えていた。

一月四日、政友会の非改革派に属する松野鶴平、山口義一、志賀和多利、松岡俊三などが集会し、次のように意見がまとまった。⁽²⁸⁾ 清浦が大命を拝辞したにもかかわらず、牧野宮相と平田内大臣が抑止し、「優誼を拝せしめたのは宮中府中の別を紊る由々敷き重大事」である。こうした経緯から組織された清浦内閣は、民意に立脚したものでなく、排撃しなければならぬ。「真の立憲政治」は「政党内閣」によるものでなければならず、「憲政擁護の声を大にし天下民衆と共に政党内閣の実現」を期すとしている。さらに、一月五日には、政友会の院外団幹事会は、清浦内閣は「階級闘争を誘発するもの」であり、「政党内閣」の出現を期して内閣に反対する、「宮中大

「官」が政局に容喙せるは「宮中府中の別を紊るもの」であり、その非違を見過ごすことはできないなどと決議し、高橋是清総裁ら幹部に決意を促すこととなった。⁽³⁰⁾ こうした動きの中、水野鍊太郎と意見を交わした床次竹二郎は、「院外団の者等が憲政擁護運動をなすとかにて今日も集まりたる様子なるが幹部のものは誰も行かぬ、横田位が行ったかも知れぬ」と語っている。⁽³¹⁾

森恪の伝記によれば、少壮代議士の間起った護憲運動では、横田千之助の下で松岡俊三が指導的な地位にあり、さらに西原亀三が動いていた。⁽³²⁾ 西原は、「清浦子の宮中に於ける言動」を平田東助から聞き、「其無定見と、且つ辞を殿下の御言葉に及び、再び組閣に着手せることの真相」⁽³³⁾を知った。さらに陸相選定をめぐる上原勇作と牧野宮相による「陰謀を発見」した。⁽³⁴⁾ そこで、「宮中府中混同、肅正の運動を起す」ため、憲政会の永井柳太郎、革新倶楽部の植原悦二郎、政友会の松岡俊三と連携すべく斡旋し、新聞記者にも「其方針を授」けた。⁽³⁵⁾ 西原は、清浦内閣は「御慶事」後に速やかに辞職するのが清浦や国家のためだと考えていた。⁽³⁶⁾

二 清浦内閣の成立

一月七日、清浦内閣が成立した。ここでは、清浦内閣への批判のうち、「宮中」に関係する事柄を中心に紹介する。政友会の改革派は、「貴族院内閣としては相当の人物」を集めており、友好関係にある研究会が新内閣の中心でもあるため、今更内閣に反対するべき理由はないとする一方、非改革派は、「組閣の根本義に苟も憲政治下に於いて承認し得ぬものがある」以上、政党としては反対するとしていた。⁽³⁷⁾ 『未曾有の非立憲内閣と政友分裂の真相』によれば、清浦内閣への非難の原因は、次の通りだと指摘されている。第一に、「優詔再降下を煩は」したことであ

る。一旦辞意を決しながら、「優詔」の再降下を理由に、再び内閣の組織に着手したのは、内閣制度が始まって以来の「咄々怪事」であり、憲法に定められた「天皇不可侵の原則」を破り、「責を皇室に移し奉るもの」と言える。第二に、「大権を貴族院の一部に委譲した点」である。「大命は元来不可分のもの」で、閣僚の選定は首相自らが行わなければならないが、清浦は貴族院の研究会に一任し、自分はその傀儡に甘んじた。第三に、国民代表の機関である衆議院を無視し、貴族の一部という「特権階級の勢力」を背景として内閣が成立している点である。⁽³⁸⁾

憲政会の「某領袖」によれば、清浦の推薦理由は、政局を避けて皇太子の結婚式という「御慶事」を実施するとともに、総選挙を「公正に党派関係以外の人をして行はしめよう」というものであった。しかし、これは「立憲政治を侮辱した無理解なる思想」から出たもので、「御慶事」を推薦理由に加えたのは、「皇室の御事を政争に引入れんとするの憂ひ」があるという。⁽³⁹⁾

「御慶事」内閣という観点では、貴族院の船越光之丞（男爵）は、研究会はともかく、貴族院内の他の各派からは代表者を閣僚に出したわけではないとして、「御慶事を済ますための内閣として見れば適当なもの」だと評している。⁽⁴⁰⁾ 福原俊丸（男爵）も、清浦内閣は「中間内閣」として「無事に御慶事を済ませ」、「総選挙を公平に実施できれば、それで満足すべきもので」「その寿命の如きも長くて総選挙迄位ではあるまいか」と見ていた。⁽⁴¹⁾ こうした評価を意識して、野依秀市（秀二）⁽⁴²⁾は、「御慶事を控へて政争を避けよ」というのは「皇室と政治とを混同」しているものであり、「皇室の御慶事があるから悪政、失政を我慢」して「累を皇室に及ぼしても好いのであるか」と批判を展開している。「自ら御慶事内閣」と称する清浦内閣は、「僭上不敬の甚だしきもの」である。皇室は「国民の皇室」であって「貴族の皇室」ではなく、皇室の「御慶事」が「綱紀紊乱内閣」の下に挙行されるのに、国民は耐えられない。また、清浦内閣は長続きせず、「御慶事」を済ませば倒れるに相違ないから放置すべしという意見

に対しては、大正一二年の国民精神作興の詔書に背くものだと批判する。野依は、詔書の「是レ実ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ」との一節を引き、「利欲によつて集まつた少数特権の無能貴族の一団」の清浦内閣と国民は「協戮振作更張に力める」ことはできないという。

また、『大阪毎日新聞』⁶³は、平田内大臣や牧野宮相が後継首班の奏薦に奔走したことに對する「宮中府中の紛淆」という声について、この一事をもつて「直に宮中府中の殊別が紊された」と騒ぐのは何か為にする所があつてのことではないかと指摘している。内閣の後継に關して元老に相談を仰ぐという慣例がある限り、元老という存在が「政治的に重大の意義を帯ぶる」のであり、内大臣とか宮相といった「元老に準ずべき人と見らるゝ人々」が、「元老の上に来る役目の一部を助けたから」といつて、それほど不思議でもなし又騒ぎ立つる程の事でもない」。もし内大臣や宮相の「宮中府中の紛淆など、いふ事」に注目するといふのなら、そのような小さな事柄ではなく、「内閣を組織する者の詮衡がもつと立憲的に行はれない」ということを問題にすべきである。そうでなければ、「政臭紛々たる元老に宮府内府が加はつても加はらなくても、別に国民には何の關係もない」。「宮中府中の混同など、いふ問題」よりも「更に根本に向つて改変を考ふべき」だとして、元老制度そのものを問題視すべきだといふ論調は、後述する尾崎行雄の主張とも重なるものである。

こうした意見に対し、清浦を擁護する立場として、摂政から「清浦、しつかりやれ」との「御詔に、感泣し、感奮し、生命を賭しても御詔を奉じようと思ふのは、忠君愛國の念に富む日本人として当に当然のこと」だといふ声もあつた。⁶⁴「再度の御詔を拝しても御詔に負き、一身の安泰を計り、時局收拾の責に任じない」ことが「立憲的」だといふのか。もし「世を挙げて斯の如く輕佻安逸に流れ、優詔を優詔とも思はざる不忠不信の徒に充つる」ならば、「日本の国体は遂に危殆に瀕する」とも指摘されている。また、小橋一太内閣書記官長は、「特権内閣な

るがゆゑに否認する」、「一度大命を拝辞する決意をしながら優詔のため拝受したるはけしからぬ」、「閣僚の詮衡を研究会に一任したるは大権の委譲にして内閣の存在をゆるさず」などの「勝手なる想像」を前提に政府を攻撃しているけれども、それは「水掛け論」であり、政府は「これ等の妄説に対しては一々弁明すべき筋合のものではない」と思うと発言したようである。⁽⁴⁵⁾

このような清浦内閣への批判がある中、革新倶楽部は、在京代議士会において、「特権階級の一部」で組織された清浦内閣は、「時代の精神に悖り国民を侮蔑し憲政の本義を紊し階級争闘を激成し国民思想の悪化を誘致するもの」だという申合を行った。⁽⁴⁶⁾ また、政友会の院外団は、憲政会院外団に対して、提携して清浦内閣反対運動を起したいと申し込み、憲政会側は提携承諾と回答している。⁽⁴⁷⁾ さらに憲政会は、幹部会で清浦内閣に反対し、倒壊を期す旨の申合を行った。⁽⁴⁸⁾

一月一〇日、政友会・憲政会・革新倶楽部の院外団の委員が決議し、三派連合会の名称を第二憲政擁護会と命名した。⁽⁴⁹⁾ また、同日の政友会の岡崎邦輔と憲政会の安達謙蔵の会見では、岡崎が「清浦内閣の出現に対する宮内大臣、内大臣の行動は、甚だしく宮中、府中を混同したる嫌ひ多しと思ふ」と発言し、安達が「洵に貴説の如し、先般会合の際貴下が宮中の廓清を為し、宮中、府中の別を明かにすべきを切言せられたるが、斯くの如き状態となるに於ては一層その必要を認むると思ひます」と応じている。政友会と憲政会の協力を意図して、清浦内閣成立以前から行われていた、この両者の会見では、既に岡崎が政策として貴族院改革、「宮中の廓清」などを挙げており、「往年政友会がやつたやうな憲政擁護と云つたやうな形で、火蓋を切つて行きたいと思ひます」との発言も出ていた。⁽⁵⁰⁾

一月一日には、新聞通信有志の発起による衆議院内外有志の連合協議会が開かれた。⁽⁵¹⁾ 会では、発起人を代表して大谷誠夫が、次のように挨拶した。元老が奏薦の途を誤り、政党と国民を無視した「貴族院内閣」が出現した

のは、「実に奇怪な現象」である。清浦が牧野宮相や平田内大臣と「私議して漸く清浦内閣が出現」したのであり、宮相の牧野は「政治に容喙して宮中府中の別を混同」した。「貴族院の特権階級が陰謀」によつて清浦内閣を組織するに至つたことは看過できないため、このような「特権内閣」は国民一致の力によつて排撃せねばならないという。そして、政友会の鈴木錠蔵は、一度大命を拝辞したにもかかわらず、「優誼降下を余儀なくして組閣」したのは「実に皇室に累を及ぼすもの」だと批判し、「特権内閣」の出現を防止するためには、貴族院の改革、文官任用令の改正、「政権の移動には元老の力を借りないようせねばならぬ」と指摘する。さらに、永井柳太郎（憲政会）が「御慶事を口実として貴族院内閣を組織するが如きは宮中府中の別を紊るの罪大なり」、植原悦二郎（革新俱樂部）が「特権内閣の出現せしめた原因に就ては元老も貴族院も悪い宮中府中を混同した者も悪いが更に政党も亦其責任の一部を分担せねばならない」、安藤正純（無所属）が「斯かる不浄にして且偽善而も俗悪なる内閣の下に御慶事を行ふとは寧ろ国民の好まない所である」と発言している。会では、「元老献替を誤まり貴族政権を私して特権階級の内閣を組織せるは民意を蹂躪せるものなり吾人は速かに現内閣を倒壊し元老其他時代錯誤の勢力を一掃し憲政を確立せんことを期す」との申合がなされた。

憲政会では、同日に本部で代議士と前代議士の連合会が開かれており、横山勝太郎が「国民として最も糾弾せねばならぬのは宮内大臣が宮中府中の別を混同し薩派の勢力を利用し陰謀政治を行はんとする事で斯の如きは極力排撃せねばならぬ、議会に於ても首相の演説前に不信任案を提出せよ」と主張した⁵³。なお、会に参加していた斎藤隆夫は、「清浦内閣倒壊の決議を為す。又もや我党は馬鹿を見ることなきや⁵⁴」と日記に書き残している。

三 政友会の分裂

清浦内閣との対決姿勢を選んだ政友会の高橋是清総裁は、自ら衆議院に出馬し、選挙を通じての政権の座をめざした。他方、こうした高橋らの動きに反対する床次竹二郎らが脱党届を提出し、新党倶楽部を経て、一月二九日、政友本党を組織した。ここでは、政友会の分裂前後の様子を確認する。

政友会の院外団は、一月二二日、幹事会を開き、時局問題を協議した。代議士を「硬化せしむる為め訪問委員を設け」、各代議士を歴訪することともに、院外団大会に付議すべき宣言案については、高橋総裁に提示した決議の内容（「特権内閣を打破」、「君側を廓清して宮中府中の区別」を立てる、「党内代議士にして区々の議論をなすものに対しては断乎たる処置」を採る）を骨子として立案する⁽⁵⁵⁾ことが申合となった。また、政友会の「中立派」は会合を開き、党内部の問題については、高橋総裁を信任して党の結束を図る、対政府については、関東大震災と虎ノ門事件の後であり、皇太子の「御慶事」も控えているため、民心を不安に導くことは極力避けるべきだとし、多数党の政友会が「憲政擁護の如き民衆運動に関するはこの時局に於いて甚だ憂慮」する⁽⁵⁶⁾という意見で大体の一致を見ていた。

一月一五日、高橋総裁邸では、最高幹部会が開かれ、政府に対する態度を協議した⁽⁵⁷⁾。「政友」が伝える内閣不信任の概要によれば、加藤友三郎内閣と第二次山本内閣は「一時の権宜に出でた」が、「今回三度目の超然内閣」は、最早容認できないとする。清浦は、大命拝受に関して「宮臣と関渉して宮府混同の譏」を招いた。さらに、一旦大命拝辞の決心を世上に発表した後、「摂政殿下に拝謁の上優詔を拜して辞意を翻したりと公言して、再び内閣組織に着手したるは臣節を竭さざる不忠の嫌」があるのみならず、「辞を優詔に藉りて、其行動を二三にせるは、皇

室に累を及ぼすことを憚らざるものではないか」とも批判されていた。また、会議に参加した大岡育造は、「今日の問題は我党が政権を得ると否の如き屑々たる問題ではない、宮中に於て二三の人々が政権を私して宮中府中を混同した事実は顕著である是れ思想上憲政上由々敷大事であつて吾々は座視せんとするも能はざる危機である」と捉えていた。⁽⁸⁸⁾ さらに、一月一六日の高橋邸での岡崎邦輔や小川平吉らの会議を経て、「清浦内閣を否認」する高橋の声明書が公表された。⁽⁸⁹⁾ 小泉策太郎によれば、「其実権を台閣の外に置き、専ら貴族院の特権を待みて憲政の進歩を中断せる事に至ては、余決して之を忍ぶ能はず」というのが、高橋の「声明書中の眼目」である。同日、床次竹二郎、山本達雄、中橋徳五郎、元田肇の四領袖が脱党届を提出した。政友会の決定について、『東京朝日新聞』は、「政友会の態度豹変は元老制度の否認であり、宮中府中混淆の責任者糾弾であり、貴族院内閣に対する制度上の反対声明であり、研究会との腐れ縁の断絶通告」だと評した。

高橋は「昨年来政治界の模様及政変の有様等に就て深く憂慮」しており、政変に際して「宮中府中の別を紊すが如きことがありはしないか」と疑いを持つていと述べている。⁽⁹⁰⁾ もしそうであるならば、「累を皇室にまで及ぼすが如き結果に至りはしないか、若し斯る事がありとすれば誠に由々敷大事であり、之を如何にして避たらよいかといふことを非常に心配」するという。何れの国でも「政治運動が悪化すると、社会運動となり、更にそれが悪化すれば革命となり動乱」に至る。日本の現状は、「国民に安定を与ふるに非ざれば、遂には社会運動に変化するの恐れ」があるとしている。⁽⁹¹⁾

一月一四日、政友、憲政、革新の三派少壮議員の連合協議会では、貴族院に「政機を把握せしむる」のは議会政治の「本能を発揮する所以」ではないことを認め、排除する方法を講ずること、さらに、政党内閣を組織し、この目的の達成するまで「協力一致の運動」を継続すると各党の領袖が明らかにするよう努めることを申合とす

るとともに、議會再開の冒頭での内閣不信任案提出などが附帯決議となっていた。⁽⁶⁵⁾ 一月一五日の三派院外団連合による懇親会では、革新倶楽部の中野正剛が「西園寺、松方、平田、牧野の徒は宮中に巢作る城狐社鼠の輩に過ぎない彼等は輿論の力によつて倒すより外はない」、憲政会の樋口秀雄が「御慶事と政治とは別であるから御慶事前の内閣不信任を提出するも何等差支へない」と述べている。⁽⁶⁶⁾

一月一六日、第二憲政擁護会の第一回演説会が開かれた。⁽⁶⁷⁾ そして三派の有志議員たちは、一月一四日の申合について、意見を党首たちに求めた。⁽⁶⁸⁾ 革新倶楽部の犬養毅は、「元来政党が微力だから政治が斯様な状態になつたので貴族院もですが元老によつて政変を希望することをやめなければ駄目だ」、その際、「宮中府中を区別する」ことに努めねばならぬ、そのために不信任案を提出して議會を停会させるのも一策だが、内閣が何をするかからなため、議會自ら「御慶事後まで休会することも一案だ」と応じている。また、高橋は、「陰謀政治が累を皇室に及ぼす点」を根絶することは今日において急務だとしつつも、不信任案提出の時期については「皇室の御慶事に際してゐるから最も深甚の注意を払はねばならぬ」と答えた。

一月一八日、枢密顧問官を辞して護憲運動を行つていた三浦梧楼邸に三党首が集まり、「憲政の本義に則り政党内閣制の確立を期すること」などを申し合わせた。⁽⁶⁹⁾ この会談に基づき、一月二〇日、護憲三派は代表協議会を開き、「政党内閣制を確立」、「特権勢力の専横を阻止」、目的貫徹のために一致の行動を執ること、上記の趣意に則つて、清浦内閣を否認することを申合とした。⁽⁷⁰⁾ さらに、内閣不信任案の提出など議會での対政府策について、議論を交わし、一月二一日以降も会合して対政府策を協議することとなつた。

四 衆議院の解散

一月二六日、摂政宮の結婚の礼が行われた。一月二九日、政友会を脱した床次竹二郎らは、政友本党を結成する一方、一月三〇日、護憲運動側は、大阪中央公会堂にて憲政擁護関西大会を開催した。そして、一月三一日、衆議院は解散された。ここでは、皇室の「御慶事」という行事の存在を踏まえつつ、護憲三派を中心に、解散までの動きを確認したい。

犬養毅の率いる革新倶楽部は、一月二〇日、上野精養軒で大会を開いた。⁽⁷¹⁾ 演説で犬養は、清浦内閣の成立事情について「宮中府中の別甚だ分明ならざるを疑ふ」とした。⁽⁷²⁾ 犬養によれば、「憲法上に認めざる元老政治は久しく輿論攻撃の標的」だったが、今や維新の功臣ではない「属僚出身の二三子の手に於て枢機を左右」している。このような状態は、憲法上許すべきものでなく、「此弊を改むるにあらざれば終には累を皇室に及ぼすの虞れ」がある。宮内官が「組閣の策源」となり、貴族が「政柄を占有」する一方、国民を基とする政党は「圏外に放逐」されているのが現状だという。宣言では、「立憲治下」の「大権の発動」は「一般国民の政治意識と抱合」しており、国務大臣が輔弼の任を全うするには、「一に之を民衆の輿論に照鑑すべき」だが、「敢て宮府の別を弁へず」に「特権階級」の貴族院の一部を基礎として成立した清浦内閣は、「再度の優詔を仰いで皇室の殊遇を銜ひ輿論の絶縁体に割拠して衆議院の解散を高調」していると位置づけられた。こうした清浦内閣を、「憲政を無視し時代に逆行し国民を侮蔑し階級争闘を激成して累を皇室に及ぼすもの」だと批判する。

憲政会では、一月二一日、大会で加藤高明総裁が、次のように演説している。⁽⁷³⁾ 清浦に大命が降下した理由として、世上伝えられているのは、「皇室の御慶事もあり震災復旧のこともあり此際政局の紛糾を避けたきこと」、⁽⁷⁴⁾ 五

月の総選挙を「一党一派に偏せざるものをして執行せしむること」である。しかし、「皇室の御慶事」を政局に結び付けるのは「全然宮中府中の事を混淆するもので果して然りとせば由々しき結果」を惹起する。また、一旦内閣組織を断念した清浦が「拝辞の決意を覆すに優詔を煩はし奉るに至りては実に恐懼の至り」である。そして、組織した内閣は「貴族内閣」であり、「国民の代表たる衆議院には何等の基礎を有」していない。こうした「大命拝受、優詔再降、内閣組織より惹て輿論の囂々に対する全責任」は清浦にあると指摘する。宣言では「組閣ノ大命ヲ拝受スルニ当ツテ、進退ノ節ヲ誤リ、累ヲ皇室ニ及ホシ、侮ヲ万民ニ、招ク」との文言が含まれていた。他方、政友会に関しては、一月二〇日の大会で高橋是清が「宮中府中の別を蔽にし」と述べているが、宣言では、「宮中府中の別」に関する言及はなされていないようである。⁽⁷⁵⁾

既に述べた通り、一月二〇日には、護憲三派の協議会が開かれていた。⁽⁷⁶⁾ 今後の対政府の議会策が議題となり、内閣不信任案をどの時期に出すかが検討されている。その手順の候補としては、第一に、清浦内閣に主義として反対すると決定した以上は、議会再開の冒頭に不信任案を提出する、第二に、議会再開時に皇太子の結婚という「御慶事」に対し奉る賀表」を議決し、「御慶事」終了まで休会し、休会明けに不信任案を提出する、第三に、広く国民に「特権内閣に反対するかと云ふ根本理由」を徹底的に知らしめる方針から、十二分に質疑を試み、賀表を議決して休会し、「御慶事」終了後に不信任案を提出するものであった。三派は、議会の冒頭に不信任案を提出（憲政会）、賀表奉呈に止め、「御慶事」終了後に不信任案を提出（革新倶楽部）、首相などの演説に対し十分な質問し、「御慶事」終了後に不信任案を出す（政友会）というように意見が分かれていた。⁽⁷⁸⁾

政友会は、一月二一日の幹部会で、質問演説が長引くと「折角緊張した空気をだれしむる虞」もあるため、「御慶事終了まで戦を控へるが得策」との説に大体一致した。結果としては、一月二二日は賀表と賀牋を決した後

休会となり、本会議の再開は一月三一日であつた。⁽⁷⁹⁾ 政友会は、一月三〇日の幹部会で、不信任案を二月二日に提出、直ちに緊急動議によって、上程することに一致し、一月三一日の三派交渉会に附議予定だと報じられている。⁽⁸⁰⁾ 『大阪毎日新聞』は、「議会に於ける政治的進行は何等宮中の大典を累はし奉ることなきことなく、これに藉口して政治的進行を自分達の都合のよい方向に転じさせようといふ考へを持つものは、却つて宮府の別を紊る」とし、「臣子として恐れ多いこと」だが、「御慶事を祝ふ心に宮中府中の別はない」ため、衆議院が休会したことを「適宜の所置」だと評している。⁽⁸¹⁾

こうした三派における内閣不信任案の提出時期の検討に対して、政府側も、解散の時期について方針を立てていた。第一に、議会開会后、直ちに解散、第二に、不信任案が上程されなくとも、提出されれば解散、第三に、不信任案が上程され、賛否の説明を経て、多数で可決される形勢が明瞭になつた段階で首相が反対する旨の所信を披瀝し、その後解散するといふものであつた。また、内閣不信任案の提出という観点で、政友本党の成立は、政府側にとって望ましいことだといふ評価もなされている。政府は、衆議院に内閣不信任案が提出された場合、躊躇するところなく衆議院を解散することに決定したという。とは言え、政党に基礎を有しない内閣が衆議院の三分の二以上の多数から弾劾される場合、「事実問題」として清浦内閣が衆議院を解散できるほど「有力であるか」は、一部では疑問視されていた。⁽⁸²⁾ 衆議院を解散する場合には、その政府が「極めて有力」でなければ、解散に先立つて政府自身が倒れるか、解散後、総選挙前に崩壊するしかないという指摘も存在した。全会一致した衆議院を解散するのは、「実は聊か無謀」であつた。しかし、分裂した政友会のうち、五〇名以上が政府に与すれば、十分に解散の理由が備わるとされ、政府は「意外に有力な援護」を受けることとなつたのである。ただし、美濃部達吉は、解散は「民意が不明」な場合にのみ許されるべきであり、今日のように、護憲三派という絶対多数の

人々が内閣不信任で一致し、全国の新聞が内閣に反対している場合、国民の「意志」は明瞭であるため、解散は憲法解釈上、「不当」だと発言している。⁽⁸⁴⁾

なお、一月二日に再開した貴族院では、清浦首相の施政方針演説の後、中川良長（男爵）をはじめ、佐佐木行忠（侯爵）、徳川義親（侯爵）などが質問を行った。特に、中川は、「立憲ノ大本ニ適合セザル現内閣ノ成立ハ聖旨ニ副フ所ニアラズト信ズ如何」、成算のないままに「優詔」によって組閣したことは累を皇室に及ぼすものではないかなど、清浦に激しく問いかけていた。⁽⁸⁵⁾

一月三〇日、大阪で憲政擁護関西大会が開催され、三派の党首と尾崎行雄が演説を行った。「宣言」では、「我憲政の進展を阻害する者」は「国民の公敵」として排撃するとともに、「宮府の別を明かにして皇室の尊厳を保ち」、「憲政の本義を恢弘して人心の安定」を図り、「政党内閣制を確立して民意を暢達」して「坦々たる政治の大道に更始一新の慶福を庶幾せん事を期す」としている。その後、大阪から帰京する護憲三派の幹部たちが乗車した列車の転覆未遂事件が発生した。翌三十一日の衆議院は、この事件をめぐって混乱し、ついに解散されることになった。

五 尾崎行雄の質問書

最後に、当該期の清浦内閣に対する尾崎行雄の議論を確認しておきたい。尾崎は、自伝の中で、護憲三派の三党首の面前で「護憲の聖語を濫用すべからざる旨を説き、彼等の運動に釘を打」つとともに、大阪では「護憲運動を政権獲得運動に変質させないやうに」演説したという。また、解散当日の議会では「大権の発動及内閣組織

に関する質問」に関する演説を行うことで、「宮内官吏の政治的干渉、元老の専横、各省官吏の暴慢」などについて反省を求めるつもりだったが、解散のため、演説ができなかったとしている。⁽⁸⁷⁾

尾崎は、憲政擁護運動の目的について、清浦内閣の倒閣ではなく、「元老を倒し、元老と絶縁すること」を第一の目的として掲げていた。その上で、清浦内閣の成立において「政変に関与して不正不義を敢てした」宮相や内大臣のような「宮中の大官」を「絶対に政治圏外に駆逐」し、「宮中、府中の別を明かにし以て宮内大臣の非違を糾弾」するとともに、「国家の必要に依て生じたもの」ではなく、「全然無用の長物」である内大臣府の廃止をめざすものとした。⁽⁸⁸⁾ また、皇太子の「御成婚に際して内閣不信任案で政争を醸すことは差控へねばならぬ」という意見に対して、尾崎は「仮令議会が解散されても御慶事と帝国議会の事柄とは全く別のもの」であり、議会のことは「政治上の公事」、「御慶事は公事ではあつても畏くも宮中に属する事柄」であつて、両者は「混同すべからざるもの」だとして、「之を知らない輩は夫れこそ宮中府中の別を乱す俗論者」だと批判していた。そのため、各派の院外団が第二憲政擁護運動を起すことについて「イヤな感じ」がするため、もし革新倶楽部が憲政擁護運動を起すのであれば、「単に風に散る木の葉の如き」清浦内閣を敵とするのではなく、「憲法上無責任たる元老に政治に喙を容れしめざること」など「大真面目な大旗」を掲げて目的貫徹のために邁進するものでなければ賛成できず、「依然我輩一人で官僚排斥朋党排除の独力運動を継続した方がましだと思ふ」としていた。⁽⁸⁹⁾

一月二二日、第二憲政擁護会主催による代議士の「招待会」に出席した尾崎は、清浦内閣倒壊後のことを確定しておくべきだと発言している。⁽⁹⁰⁾ 尾崎によれば、第一に、「憲政擁護を起す各党の首領は先づ元老と絶縁するの必要」があり、内閣の倒壊後は「断然元老の推薦」を受けず、「首領に於て元老の門を叩くが如き事ありとすればそれは憲政の破壊者と称すべき」だという。第二に、内大臣と宮相を「政治圏外に葬るべき」であり、平田や牧野は

清浦内閣組閣に際して「宮府の別を混同し累を皇室に及ぼして居る」、内大臣府のような「無用の閑職は今後廃止するの必要がある」と述べている。一月二三日の護憲三派の懇親会でも「憲政擁護運動の真の目的」は、元老の撲滅、内大臣の廃止だとし、そうした主張を叫びながら、一面では「元老の鼻息を伺ひ、内大臣と平仄を合はする」ようでは「憲政擁護運動は意義をなさぬ」と各党派の動きに釘を刺していた。また、一月三〇日の大阪の大会での演説でも元老や内大臣への批判を展開し、演説後、現在の元老が死んだのち、「我々以下の者が元老となるやうなことがあつてはそれこそ憲政の滅亡である、我々は更に内大臣を廃しなければならぬ、宮中と政治とは全く分離しなければならぬ」と発言したとされる。⁹²

こうした考えを有する尾崎は、一月二一日付で「大権ノ発動及内閣組織ニ関スル質問主意書」を議会に提出するとともに、新聞紙上でも公表した。⁹³ 実際に提出された質問書は、「宮内官吏ノ政治的干渉」、「牧野宮内大臣ノ非違」、「平田内大臣ノ非違」、「元老ノ暴慢無礼」、「元老廃止ノ必要」、「大権委譲」、「各省官吏ノ朝命抗拒」の七項目で構成されており、新聞に掲載された内容とほぼ同一であった。ただし、新聞報道では、第七の「各省官吏ノ朝命抗拒」が省略されている場合もある。

第一「宮内官史ノ政治的干渉」では、清浦内閣成立の過程を踏まえて、「現内閣ハ宮内大臣内大臣ノ如キ宮内官ヲシテ政事ニ関与セシムルモ尚宮中府中ノ区別ヲ混乱シ累ヲ帝室ニ及ホスノ憂ナシトスル乎」と問う。第二「牧野宮内大臣ノ非違」として、第二次山本内閣、清浦内閣の成立に際して、牧野宮相が職権を濫用した事実は隠匿できず、宮内官が「政事ニ干渉」するのは、「朝綱弛廢皇威衰頹ノ一大原因ニシテ君国ノ患害」だと指摘する。清浦内閣は「查明糾弾シ以テ綱紀ヲ肅正スル意思」はあるのか。第三「平田内大臣ノ非違」では、内大臣府の廃止を奏請するかを問う。尾崎によれば、内大臣の常侍輔弼は、「政務以外ノ宮廷事項」に限定すべきものであるが、

すでに宮相がある以上、内大臣を置く必要はない。そもそも、明治一八（二八八五）年に太政大臣を廢した際に、太政大臣だった三条実美の処遇として「一時ノ便宜法」として内大臣を設け、宮相の職責の一部を分与したに過ぎず、「君国ノ必要」ではなく、「目前ノ情実」のための「冗官贅吏」に過ぎない。そこで、事情を熟知していた三条は、「職分ヲ越エテ政治ニ干渉」することはなかったが、近來の内大臣は、「傲然トシテ王者ノ師」を自任し、「帝王ノ政治的指導者」であるかのような顔色をしている。そして、平素は逗子にあり、常侍輔弼の職責を怠っている平田内大臣が、内閣更迭などの際に干渉するのは「僭越不謹慎ノ至リ」である。

さらに、第四「元老ノ暴慢無礼」、第五「元老廢止ノ必要」において、元老の廢止を主張する。尾崎によれば、「内閣組織者ノ選定権」が天皇にあらざして元老にあるように捉えられており、政変時には天皇ではなく元老に耳目が集まり、「大小政治家」は天皇の避寒地である沼津ではなく、元老たちのいる興津に向かうという状態になっている。

加えて、第六「大権移讓」では、清浦が閣僚の選定を研究会に委讓したことを「大権ノ運用ニ関スル君国ノ一大事」だと批判する。大臣の任免に関する天皇の大権は「絶対不可侵」のものであり、天皇が内閣組織の大命を一人に降すのは、天皇がその一人を信任しているからである。にもかかわらず、清浦は大命降下の結果として生ずる「内閣組織権」を研究会に委讓したことは「政事ノ根本」も「臣子ノ礼節」も解さない所業である。また、研究会が清浦を咎めずに閣僚の銓衡を行ったのは、「其ノ罪寧口清浦子ヨリモ重イ」とする。なお、清浦の大命をめぐる翻意については、大命を弄したと言えなくはないが、「一場ノ喜劇トシテ一笑」に付した方が適切だろうとしている。

最後に、第七に「各省官吏ノ朝命抗拒」として、藤村義朗を外相、福田雅太郎を陸相に奏薦しようとしたが、両省から異議が出て変更したことを、「外務陸軍ノ朝命抗拒者ニ屈從」して「皇威ヲ汚流シ大権ヲ毀損」したと指

摘する。「朝命行ハレス皇威汚損」したことについて現内閣は矯正する意思を有するか、また有する場合は如何なるものか。

こうした尾崎の質問書に対して、内閣側は回答案を作成していた。⁽⁹⁶⁾ 第一「宮中府中ノ別ヲ乱ルコトノ不都合ナルハ政府モ同感ナルモ宮内官カ政治ニ関与シタル事実ハ政府ノ認メサル所ナリ」、第二「政府ハ牧野宮内大臣カ政治ニ関シ職権ヲ濫用シタルノ事実ヲ認メス」、第三「内大臣府ハ側近輔翼ノ機関ナルヲ以テ質問ノ事項ニ付テハ答弁ノ限ニ在ラス」、第四と第五は「答弁ノ限ニ在ラス」、第六と第七は「質問ノ如キ事実ナシ」というものであった。なお、牧野伸顕の手許には、内閣側の回答案と少し文言が異なるものの、尾崎行雄の質問に対応するものと考えられる資料が遺されている。⁽⁹⁶⁾ 第一については、「平田内大臣ノ興津ニ赴キタルハ松方西園寺両老臣ニ対スル摂政殿下ノ御下問ヲ奉戴シタル由ニシテ之レ我国ノ慣行ト内大臣ノ職責ニ顧ミ当然ノ事ニシテ宮中府中ノ別ヲ混乱シタルモノニ在ラスト認ム」とある。また、「答弁ノ限ニ在ラス」とした第三は、「内大臣府ハ側近輔翼ノ機関ニシテ政府ハ之ヲ廃止スルノ希望ヲ有セス」、第四、第五は「元老八国ノ元勳効臣ニ対スル陛下ノ御優遇ニシテ之カ存廢ハ政府ノ干与スル所ニ在ラサルノミナラス、我カ国体上元勳ヲ優遇セラルルコトハ相当ノ事ト認ム」と記されている。

おわりに

本稿では、大正一三年の清浦奎吾内閣の成立から衆議院の解散までの時期における内閣への批判について、特に組閣時の清浦や側近たちの行動、貴族院（特に研究会）の組閣への関与、皇太子の結婚の礼といった論点に着

目してきた。こうした「宮中」問題が、少なくともこの時期において、清浦内閣を批判する際に用いられていたことを、あらためて確認できるだろう。

これらの論点は、清浦だけではなく、貴族院、宮中の側近たちや元老への非難も含まれており、尾崎行雄などに代表されるように、元老や内大臣の廃止論にも発展し得るものであった。そのため、普通選挙制度の導入や貴族院改革などの政策をめぐって護憲三派内で相違が生じていたのと同様、本稿で注目した清浦内閣批判の論点についても、各勢力や立場に応じて、差異が見られる。単純化を恐れずに言えば、党派内では、幹部たちよりも院外団や少壮代議士たち、党派間の比較という観点では、革新倶楽部関係者が、より激しい批判を展開していると捉えられる。加藤高明をはじめとした憲政会関係者は、清浦内閣の「御慶事」内閣としての側面に特に留意していたようである。さらに、尾崎の質問書についても、それ自体が単独で存在するのではなく、ある程度の議論の蓄積と各主体の思惑を前提に、包括的に論点を整理したものと位置づけられるだろう。

また、清浦内閣の成立過程に見られた政変時における内大臣と宮相の連携については、「大正後期よりみられるかなり特殊な事例」だと指摘がなされている。⁹⁷ こうした背景もあり、牧野たちの行動が、批判的なまなざしで、それなりに注目されていたとも推察できる。それでは、本稿で見てきた批判の存在は、宮中の側近たちのその後の行動や認識などどの程度、影響があったのだろうか。第二次護憲運動全体における批判の論理としての「宮中」問題の位置づけとあわせて、今後の課題としたい。

〔附記〕本稿は、JSPS 科研費 19K13338 による研究成果の一部である。

註

- (1) 清浦内閣に関する基礎的な事実関係については、特に断りがなければ、河原宏「第三代 清浦内閣」林茂・辻清明編『日本内閣史録』三、第一法規出版、一九八一年、清水唯一朗「清浦内閣の一考察」『政治学研究』二九、一九九九年、西尾林太郎「大正デモクラシーの時代と貴族院」成文堂、二〇〇五年、第八章などを参照。引用に際しては、原則として、漢字は常用漢字に改め、仮名遣いはそのままとした。
- (2) 三派の院外団が「憲政擁護運動協議会」を衆議院議長官舎に開き、三派連合団体の名を「第二憲政擁護会」と称したことが、第二次護憲運動という名称の由来とされる(村井良太「政党内閣の成立」有斐閣、二〇〇五年、一七二頁)。第二次護憲運動と近年の研究動向については、清水唯一朗「立憲政友会の分裂と政党支持構造の変化」坂本一登・五百旗頭薫編著『日本政治史の地平』吉田書店、二〇一三年、小山俊樹「第二次護憲運動と加藤高明内閣」筒井清忠編『大正史講義』筑摩書房、二〇一二年などを参照。
- (3) 松本洋幸「清浦内閣と第二次護憲運動」『比較社会文化研究』二、一九九七年。季武嘉也「西園寺公望と二つの護憲運動」『日本歴史』六〇〇、一九九八年、有馬学「日本の近代」四、中央公論新社、一九九九年も参照。また、内藤一成は、清浦内閣を「実際のところは加藤内閣的な中間内閣を拳国一致内閣の方向へ一歩進めながら、余儀なく片肺の形で発足したというものであった」と評している(内藤一成『貴族院』同成社、二〇〇八年、一四三頁)。
- (4) 奈良岡聰智『加藤高明と政党政治』山川出版社、二〇〇六年、第六章(特に二七三、三二〇頁)。
- (5) 村井、前掲、一九二〜一九三、二〇一頁。また、第一次護憲運動と比較して、第二次護憲運動が都市部だけでなく農村部にまで広がりをを見せていた(伊藤之雄『日本の歴史』二二、講談社、二〇〇二年、二四九頁。同『大正デモクラシーと政党政治』山川出版社、一九八七年も参照)。また、地方支部や各選挙区の状態を検討したものと清水、前掲「立憲政友会の分裂と政党支持構造の変化」が示唆に富む。特定の地域を対象とした近年の研究としては、伊藤寛崇「第二次護憲運動と秋田」『秋大史学』六六、二〇二〇年などがある。
- (6) 季武嘉也「大正期の政治構造」吉川弘文館、一九九八年、三九〇〜三九二頁を参照。
- (7) 政党勢力以外の論者や各新聞紙・雑誌の全体的な論調、あるいは地方状況も踏まえた考察は、以後の選挙戦が本格化する時期を含めて、別稿に譲りたい。

- (8) 既に「日支郵便約定」をめぐる枢密院と内閣との対立において、調停の手段として摂政の「御沙汰」が用いられていた(三谷太一郎「大正期の枢密院」『枢密院会議事録』大正篇別冊、東京大学出版会、一九九〇年、竹内桂「日中郵便約定の諮詢問題」『東アジア近代史』八、二〇〇五年、荒船俊太郎「摂政輔導問題と元老西園寺公望」『史観』一五八、二〇〇八年、松田好史「内大臣の研究」吉川弘文館、二〇一四年などを参照)。
- (9) 伊藤隆・広瀬順昭編『牧野伸顕日記』中央公論社、一九九〇年、一二九頁、大正一三年五月一〇日条。
- (10) 河原、前掲、二頁。「階級闘争」への「恐怖感は対立する両勢力に共有」されており、「皇室シンボルは大衆運動を抑制するものとして共有」されたという。また、「儀礼」と「政治日程」の関わりについては、特に坂本孝治郎『マツリゴト』の儀礼学「北樹出版、二〇一九年から示唆を受けた。
- (11) 村井、前掲、永井和「青年君主昭和天皇と元老西園寺」京都大学学術出版会、二〇〇三年、松田、前掲、十河和貴「元老再生産と大正後期の政界」『日本史研究』六五九、二〇一七年などを参照。
- (12) 河原、前掲、木坂順一郎「革新倶楽部論」井上清編『大正期の政治と社会』岩波書店、一九六九年などを参照。木坂によれば、尾崎は「護憲運動がうちだすべき政策をいち早く明示」したとされる(三二二頁)。
- (13) 筒井清忠は、朴烈怪写真事件によって有効性が認識された「天皇(国体)の政治シンボル」が、田中義一内閣では「ほとんど政治的問題の焦点として利用」され、それ以降の「天皇シンボルのいっそうの政治的利用」につながったと指摘している(筒井清忠『昭和戦前期の政党政治』筑摩書房、二〇一二年、一四八頁)。
- (14) 以後の事実関係については、特に断わりがなければ、「はじめに」の註一〜一三に挙げた先行研究および升味準之輔『日本政党史論』五、東京大学出版会、一九七九年、石上良平『政党史論原敬歿後』中央公論社、一九六〇年、岸本弘一「中選挙区制の形成と普通選挙法」『レファレンス』三五七、一九八五年などを参照した。
- (15) 「大命降下」という用語については、佐々木雄一「大命降下」の成立と内閣の変容』『明治学院大学法学研究』一一〇、二〇二一年を参照。
- (16) 村井、前掲、一四〇頁、岡義武・林茂校訂『大正デモクラシー期の政治』岩波書店、一九五九年、三〇二頁、大正一三年五月一八日条(以後、『松本日誌』と略記)。
- (17) 季武、前掲『大正期の政治構造』三一〇〜三一二頁。季武は、「この真偽は不明であるが、牧野が積極的に動いていたことだけ

は事実である」と指摘している。

- (18) 吉野作造「護憲運動批判」岡義武編『吉野作造評論集』岩波書店、一九七五年、二〇一頁（一九二四年初出）。ただし、吉野は平田が「宮中府中の別を紊るの非違」を犯したからといって、そのことで清浦内閣に辞職を迫るのは根拠がないとする。
- (19) 『松本日誌』二九二頁、大正十三年一月一日条。
- (20) 「宮相に纏はる非難」『東京日日新聞』一九二四年一月九日、朝刊。また、「御慶事」後には辞職するだろうとの報道も存在する（「御慶事後牧野宮相の辞職」『東京日日新聞』一九二四年一月一八日、朝刊）。
- (21) 入江貫一「政変思出草」伊藤隆編『大正初期山県有朋談話筆記 政変思出草』山川出版社、一九八一年、一六八―一七〇頁。
- (22) 「一喜一憂の憲政会」『東京朝日新聞』一九二四年一月四日、朝刊。
- (23) 「貴族政治は寒心に堪へぬ 憲政会態度硬化 幹部会其他の綜合意見」『東京日日新聞』一九二四年一月五日、朝刊。有馬頼寧は、「貴族院内閣などといふ時代錯誤のもの」が現れようとしており、「貴族院の人達の無思慮無謀が華族の滅亡を始め延いては皇室の将来をあやうくすることを慨く」と記している（「尚友俱樂部・伊藤隆編『有馬頼寧日記』二、山川出版社、一九九九年、三三三頁、大正十三年一月四日条）。
- (24) 「優詔を押し再び組閣の決意 清浦子理由を語る」『東京朝日新聞』一九二四年一月四日、朝刊。
- (25) 「清浦内閣成立の顛末」西尾林太郎・尚友俱樂部編『水野鍊太郎回想録・関係文書』山川出版社、一九九九年、一九〇頁。
- (26) 『松本日誌』二八五頁、大正十三年一月四日条。
- (27) 同右、二八三頁、大正十三年一月二日条。
- (28) 「政友会緊張 一部には早くも憲政擁護論」『東京日日新聞』一九二四年一月四日、朝刊。
- (29) 「清浦内閣反対の声 非改革派の画策」『読売新聞』一九二四年一月五日、朝刊。
- (30) 「階級闘争が起る……と院外団幹事会幹部に迫る」『東京日日新聞』一九二四年一月六日、朝刊。
- (31) 前掲「清浦内閣成立の顛末」『水野鍊太郎回想録・関係文書』一九二頁。また、同日の政友会の幹部会では、「対内閣態度は飽くまで慎重に講究せねばならぬ、何れ内閣成立後先方から正式の挨拶をするさうであるから、其際更めて会議を開いて協議」することとなった（「会報」『政友』二七八、一九二四年、九頁）。

(32) 山浦貫一編『森恪』森恪伝記編纂会、一九四〇年、四六五―四六七頁。松岡俊三の回想によれば、護憲運動は西原龜三と松岡

- が計画し、森恪、春日俊文、憲政会の永井柳太郎、革新倶楽部の植原悦二郎などが「下の方から始めた運動」だったとある(同、四九三〜四九四頁)。季武、前掲『大正期の政治構造』三九〇〜三九二頁、小山俊樹『評伝 森恪 ウェッジ』二〇一七年、一三二一〜一三四頁も参照。
- (33) 山本四郎編『西原亀三日記』京都女子大学、一九八三年、三五五頁、一九二四年一月三日条。
- (34) 同右、三五五頁、大正一三年一月四日条。
- (35) 同右、三五六頁、大正一三年一月九日条。
- (36) 同右、三五六頁、大正一三年一月二日、二三日条。
- (37) 「三派三様 政友と新内閣」『東京日日新聞』一九二四年一月七日、朝刊。
- (38) 『未曾有の非立憲内閣と政友分裂の真相 附録 諸名士時局観』六〇九頁。
- (39) 「憲政を侮辱した逆転内閣 憲政某領袖談」『東京日日新聞』一九二四年一月七日、朝刊。
- (40) 「御慶事内閣なら適当と云へやう 船越光之丞男談」『東京日日新聞』一九二四年一月七日、朝刊。
- (41) 「新内閣の使命は飽迄も中間的 福原俊丸男談」『東京日日新聞』一九二四年一月七日、朝刊。
- (42) 野依秀一「日本危し」『東京日日新聞』一九二四年一月三日、朝刊。野依については、佐藤卓己『負け組のメディア史』岩波書店、二〇二二年(二〇二二年初出)を参照。
- (43) 「宮中府中の別 世間一部の議論に就て」『大阪毎日新聞』一九二四年一月五日、朝刊。「元老撲滅も亦急務」『大阪毎日新聞』一九二四年一月二日、朝刊も同趣旨の主張である。
- (44) 山下脩次郎(発行)『第二憲政擁護運動の真相』一九二四年、七〜八頁。
- (45) 「想像を前提の護憲運動 小橋翰長談」『東京日日新聞』一九二四年一月二三日、朝刊。
- (46) 「階級闘争の激成」『東京朝日新聞』一九二四年一月八日、朝刊。
- (47) 石上、前掲、一〇三頁、升味、前掲、七二頁。
- (48) 「第二護憲運動秘史」二頁(横山勝太郎監、樋口秀雄校訂『憲政会史』下、原書房、一九八五年(復刻版、原本一九二六年刊)所収)。この資料については、奈良岡、前掲、三一五頁も参照。
- (49) 村井、前掲、一七二頁。

- (50) 前掲「第二護憲運動秘史」二二頁。
- (51) 同右、一三、一九頁。
- (52) 「鎧袖一触のみ 衆院各派気を吐く」『東京日日新聞』一九二四年一月二日、朝刊、「特権内閣打破の叫び」『東京朝日新聞』一九二四年一月二日、朝刊。
- (53) 「特権内閣の出現は国民に対する挑戦」『東京朝日新聞』一九二四年一月二日、朝刊。
- (54) 伊藤隆編『斎藤隆夫日記』上、中央公論新社、二〇〇九年、三八二頁、大正二三年一月二日条。
- (55) 「政友院外団の時局問題協議」『東京朝日新聞』一九二四年一月三日、朝刊。
- (56) 「高橋総裁も信任し民衆運動もやめたい」『東京日日新聞』一九二四年一月五日、朝刊。
- (57) 「政局の真相（第四十八帝國議會の顛末）」『会報』『政友』二七八、一九二四年、二〇三、九頁。「総裁の裁量で政友主戦論に一決」『東京朝日新聞』一九二四年一月二六日、朝刊。関東大震災の余震の影響で、この会議には元田肇や岡崎邦輔が参加できなかった（石上、前掲、一三五頁。御厨貴・牧原出『日本政治史講義』有斐閣、二〇二二年、一五〇～一五一頁）。
- (58) 「大多数は倒閣論」『東京朝日新聞』一九二四年一月一六日、朝刊。
- (59) 「会報」『政友』二七八、一九二四年、九～一〇頁。
- (60) 高橋是清「我立憲政友会員諸君に告ぐ」高橋郁編輯・発行『政選パンフレット』一九二四年、四頁。
- (61) 小泉策太郎述「高橋政友会総裁声明書の釈明」同右、三六～三七頁。清浦や牧野、平田、さらに元老の西園寺などによる組閣時の「重ねがさねの醜聞失態」については「見逃さうとする雅量」を示しているという。
- (62) 「政友会の態度決定」『東京朝日新聞』一九二四年一月一七日、朝刊。
- (63) 「政局の真相（第四十八帝國議會の顛末）」『政友』二七八、一九二四年、三～四頁。
- (64) 岡義武は、高橋の発言について「山本内閣瓦解後に西園寺公望が清浦を後継首班に奏薦するに先だち、事前に内大臣平田東助がそのように取運ばれるよう策動したと一部からみられたので、そのことにふれたものである」と説明している（岡義武「転換期の大正」岩波書店、二〇一九年（一九六九年初出）、三三三～三三四頁）。
- (65) 「議會政治のためには聯立も敢て辞せず」『東京日日新聞』一九二四年一月五日、朝刊。
- (66) 「最大多数の最大幸福のために 時勢逆行の現内閣を倒せ」『東京日日新聞』一九二四年一月一六日、朝刊。

- (67) 「憲政擁護の烽火揚る」『東京朝日新聞』一九二四年一月一七日、朝刊。
- (68) 「三党首の意見一致 有志議員歴訪の次第」『東京日日新聞』一九二四年一月一七日、朝刊、「内閣倒潰運動に三党首領の挨拶」『東京朝日新聞』一九二四年一月一七日、朝刊。
- (69) 「三党首領会議 三浦子共同戦線徳漣」『東京日日新聞』一九二四年一月一九日、朝刊。
小泉述、前掲「高橋政友会総裁声明書の釈明」一四四～一四五頁。「清浦内閣倒壊の作戦 三派代表の協議」『大阪毎日新聞』一九二四年一月二二日、朝刊も参照。
- (70) 「倒閣の叫びに」『東京朝日新聞』一九二四年一月二二日、夕刊。
- (71) 「此の機を逸せず総てを更新せよと犬養氏の獅子吼 革新派聯合大会」『大阪毎日新聞』一九二四年一月二二日、朝刊。「犬養毅氏の演説」『東京朝日新聞』一九二四年一月二二日、夕刊も参照。
- (72) 「加藤総裁の演説」『東京朝日新聞』一九二四年一月二二日、朝刊。加藤高明「清浦内閣に面して」『憲政』七二二、一九二四年、二～四頁も参照。
- (73) 「内外時事」『憲政』七二二、一九二四年、五二頁。
- (74) 「異様な歓喜に満ちた政友残党 倒閣の叫び」『東京日日新聞』一九二四年一月二二日、朝刊。
- (75) 「清浦内閣否認申合」『東京日日新聞』一九二四年一月二二日、朝刊。
- (76) 「内閣不信任決議の歴史的な変遷については、前田英昭「衆議院の内閣不信任決議」『議会政治研究』五八、二〇〇一年、元尾竜一「帝国議会における不信任案等に関する考察」『RESEARCH BUREAU 論究』六、二〇〇九年を参照。
- (77) 「足並みの揃はぬ不信任案提出の時期」『東京日日新聞』一九二四年一月二二日、朝刊。
- (78) 「衆議院は廿九日迄休会 三派交渉会の決定」『東京日日新聞』一九二四年一月二三日、夕刊。
- (79) 「不信任案 二月二日緊急動議で上程」『大阪毎日新聞』一九二四年一月三二日、朝刊。
- (80) 「硯滴」『大阪毎日新聞』一九二四年一月二三日、朝刊。
- (81) 「不信任案と議會解散時期」『大阪毎日新聞』一九二四年一月二五日、夕刊。
- (82) 「政友会の分裂で勢ひを得た政府 解散の理由が具はると著しく前途を楽観」『大阪朝日新聞』一九二四年一月一九日、夕刊。
- (83) 「貴族院の跋扈は断じて許す事が出来ぬ 護憲三派有志の質問に対し美濃部、矢野両氏の答弁」『大阪毎日新聞』一九二四年一

- 月三十一日、朝刊。
- (85) 『帝國議會貴族院議事速記録』四四、東京大学出版会、一九八七年、二八〇～三三三、三三六～三三九、五一〇～五四頁。井上正明編『伯爵清浦奎吾伝』伯爵清浦奎吾伝刊行会、一九三五年、二八〇～二九二頁、前田蓮山編『床次竹二郎伝』床次竹二郎伝記刊行会、一九三九年、七三〇～七三六頁を参照。
- (86) 「内閣倒壊の雄叫び」『大阪朝日新聞』一九二四年一月三十一日、夕刊、「清浦内閣倒壊は護憲運動の序幕」『大阪毎日新聞』一九二四年一月三十一日、夕刊。
- (87) 尾崎行雄『罌堂自伝』罌堂自伝刊行会、一九三七年、三七〇～三七二頁。
- (88) 尾崎行雄「憲政擁護の標的」『憲政』七一六、一九二四年、二八〇～二九頁。
- (89) 「憲政擁護運動にウカと相手になれぬ」『尾崎行雄氏の談』『大阪毎日新聞』一九二四年一月十九日、朝刊。
- (90) 「四頭首を迎へて 護憲の雄叫び」『東京朝日新聞』一九二四年一月三十一日、朝刊。
- (91) 前掲『第二憲政擁護運動の真相』五八～五九頁。
- (92) 「場外の大群衆に向つて熱弁を揮つた加藤高明子と尾崎罌堂」『大阪毎日新聞』一九二四年一月三十一日、夕刊。
- (93) 『帝國議會衆議院議事速記録』四四、東京大学出版会、一九八二年、一九〇～二二頁、「尾崎行雄提出大権ノ発動及内閣組織ニ関スル質問ニ対スル内閣総理大臣答弁書」国立公文書館所蔵「公文雑纂」大正十三年・第十一卷・貴衆両院事務局・帝國議會一・建議・質問答弁書。〔請求番号〕纂01693100。
- (94) 「大権は不可侵だ 尾崎氏の質問書 議會再開の劈頭提出」『東京日日新聞』一九二四年一月二〇日、朝刊。
- (95) 前掲「尾崎行雄提出大権ノ発動及内閣組織ニ関スル質問ニ対スル内閣総理大臣答弁書」。
- (96) 国立国会図書館憲政資料室所蔵「牧野伸顕関係文書」C八八。
- (97) 十河、前掲、三八頁。